

第4章 高年齢雇用継続給付について

1 高年齢雇用継続給付とは

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60歳から65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成7年4月1日から施行されました。（雇用保険法第61条～第61条の3）

具体的には、60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、公共職業安定所への支給申請により、各月に支払われた賃金の最大10%の給付金が支給されるものです。

この高年齢雇用継続給付には、

- 1 雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした

「高年齢雇用継続基本給付金」

- 2 雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齢再就職給付金」

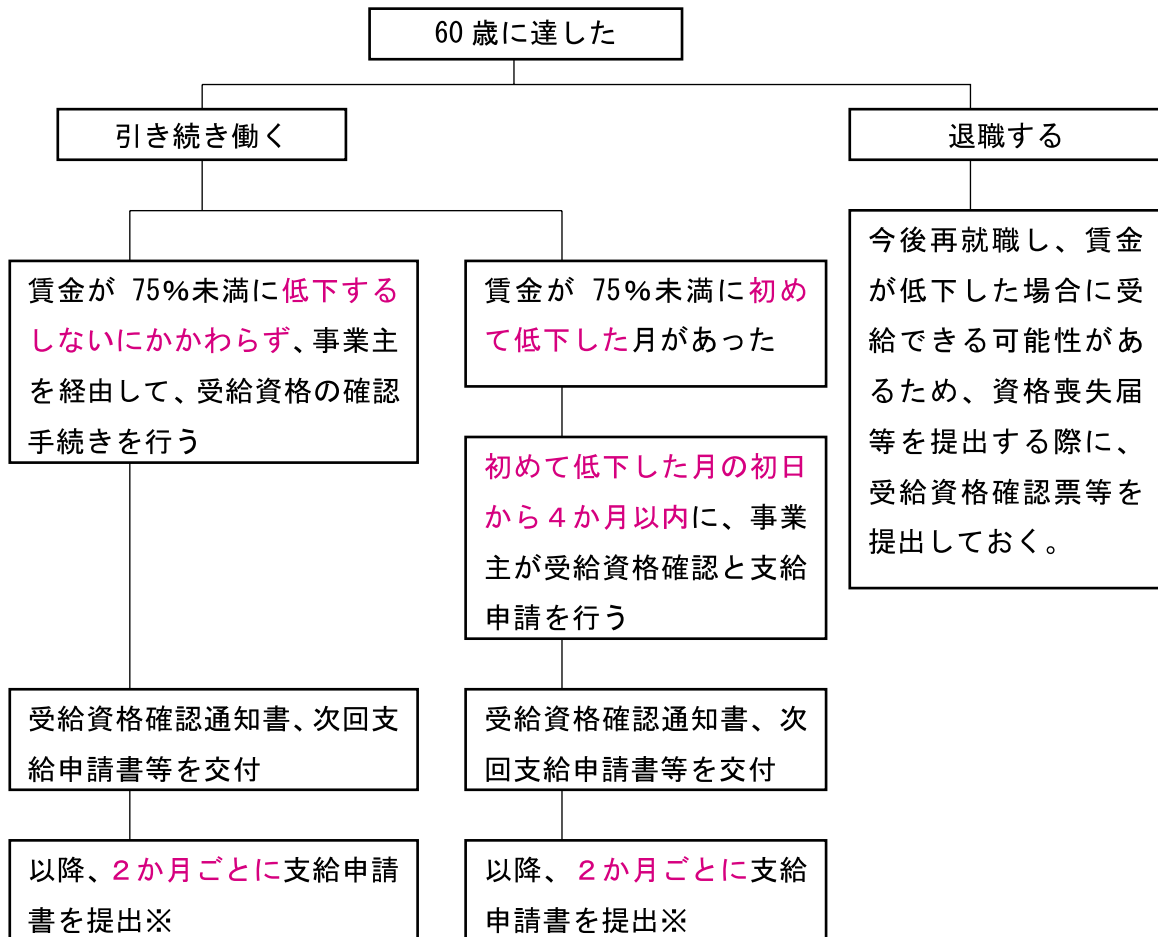
の2種類があります。



2 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ

(1) 高年齢雇用継続基本給付金（以下の図は、事業主を経由して手続きを行うという流れを示しています。）

◎ 60歳時点で雇用保険被保険者であった期間が5年以上である場合



※ 賃金が75%未満に低下しない場合には、給付金の対象となりません。

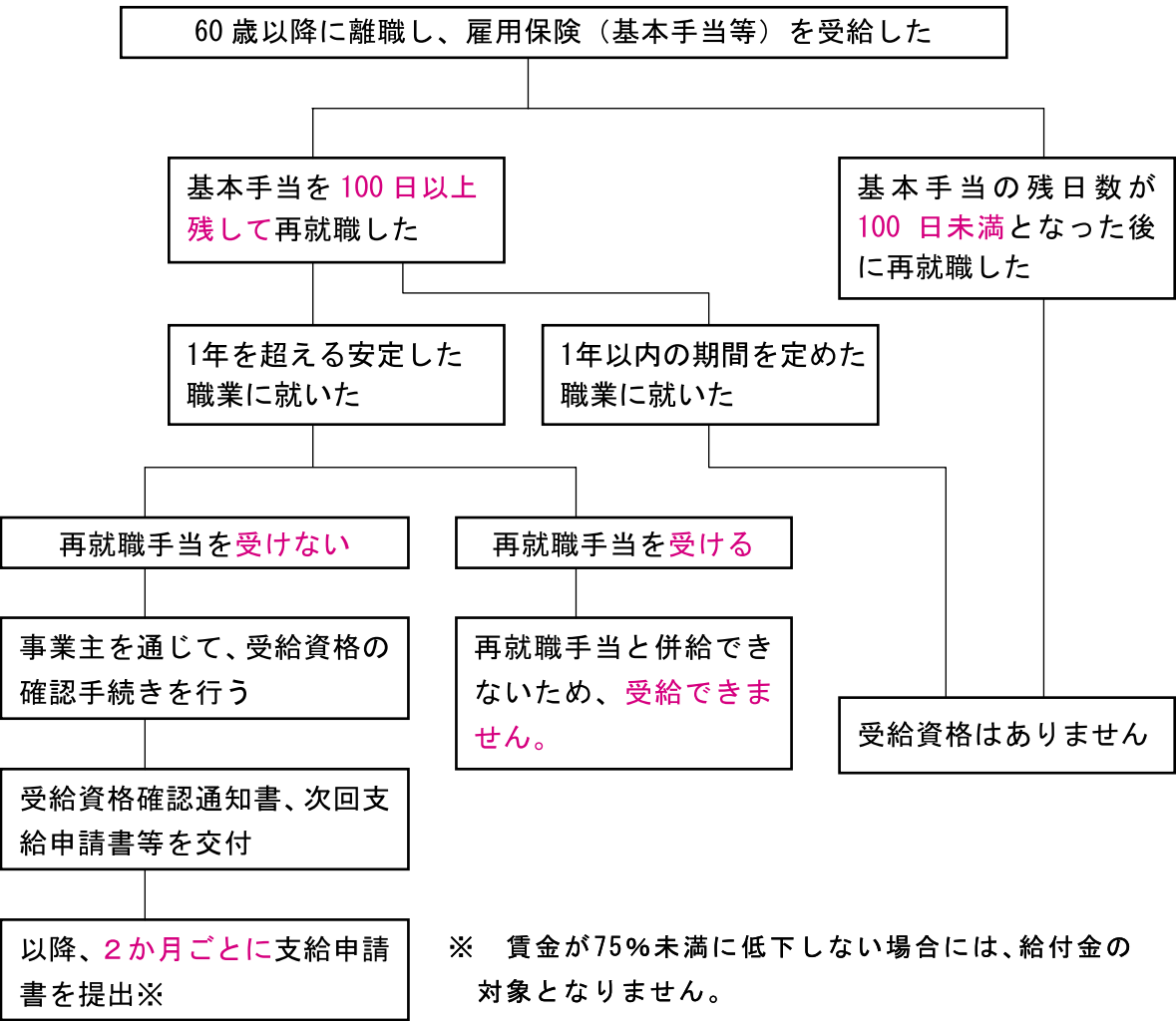
支給申請月のパターンについて

◎ 奇数月申請のケース

	3月	4月	5月	6月	7月
	申請 (1月分) (2月分)		申請 (3月分) (4月分)		申請 (5月分) (6月分)

支給申請パターンは、2か月経過後、1か月以内に申請していただく方式です。

(2) 高年齢再就職給付金（以下の図は、事業主を経由して手続きを行うという流れを示しています。）



高年齢雇用継続給付について

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給調整について

お願い

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。

すなわち、いずれか一方を被保険者が選択していただくこととなります。いったん選択し、支給決定を受けますと、その後の取り消しや変更等はできません。

事業主の皆様におかれましては、以下の特徴を十分ご理解のうえ、被保険者本人への慎重な選択を促していただきますようお願いいたします。

高年齢再就職給付金(※1)	再就職手当(※2)
1年または2年かけて支給 (支払われた賃金×最大10%)	一括で支給 (基本手当日額×残日数×60%または70%)
賃金の変動すれば給付額も変化	再就職後の賃金変動に影響されない
年金と併給調整される	年金と併給調整されない

※1 令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たす方は最大15%になります。
 ※2 就業促進定着手当が支給される場合もあります。

3 高年齢雇用継続基本給付金について

(1) 受給資格は・・・

① 60歳到達日において被保険者であった場合

60歳到達日（「60歳の誕生日の前日」のことをいいます。）において被保険者であった場合の受給資格は次のとおりです。

イ 60歳以上 65歳未満の一般被保険者であること。

ロ 「被保険者であった期間」が通算して5年以上あること。

※ 「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が1年以内であって、この期間に雇用保険（基本手当、再就職手当等）の支給を受けていない場合に通算することができます。

雇用する被保険者が60歳に達し、この給付金を受けようとする場合には、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所へ、受給資格手続き及び支給申請手続きを行ってください。

そこで、上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、60歳以降の各月の賃金額が、公共職業安定所において登録された賃金月額（上限額あり）に比べて、75%未満に低下した場合に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

※「賃金月額」とは、

原則として、60歳到達時点の直前の完全賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額となります。

ここでいう「完全賃金月」とは、賃金締切日ごとに区分された1か月の間に一定の賃金支払基礎日数がある月を指し、具体的には、11日以上が対象となります。

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額となります。

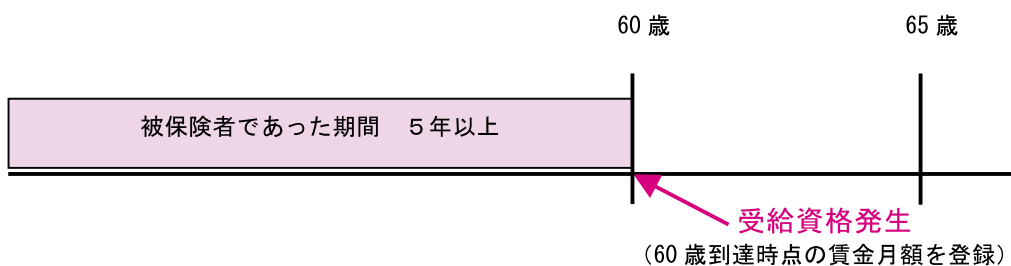
令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額 508,200円※（令和7年7月31日までは494,700円）

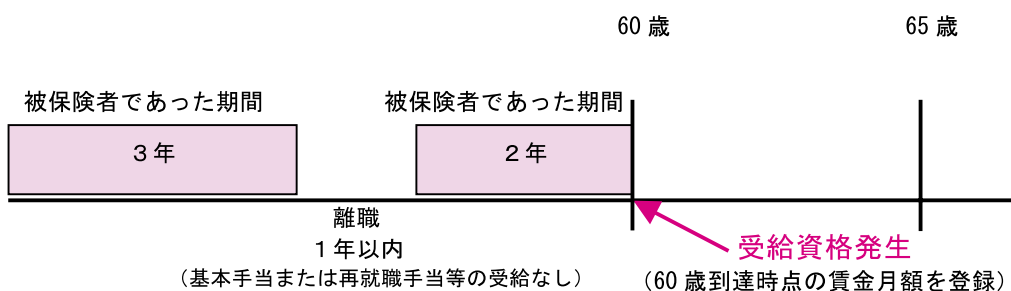
下限額 90,420円※（令和7年7月31日までは86,070円）

※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

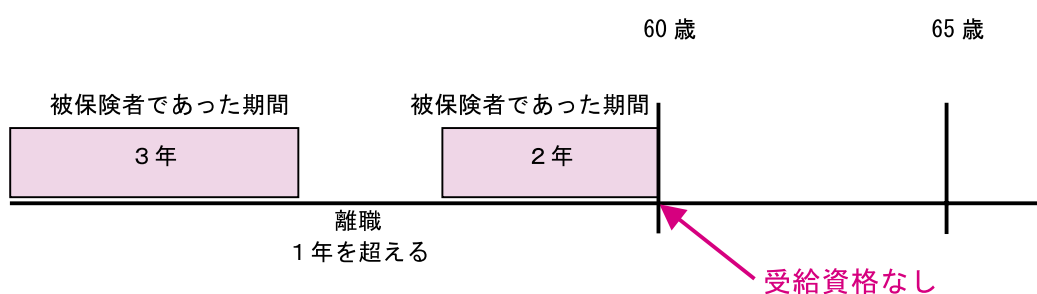
例示 1 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



例示 2 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



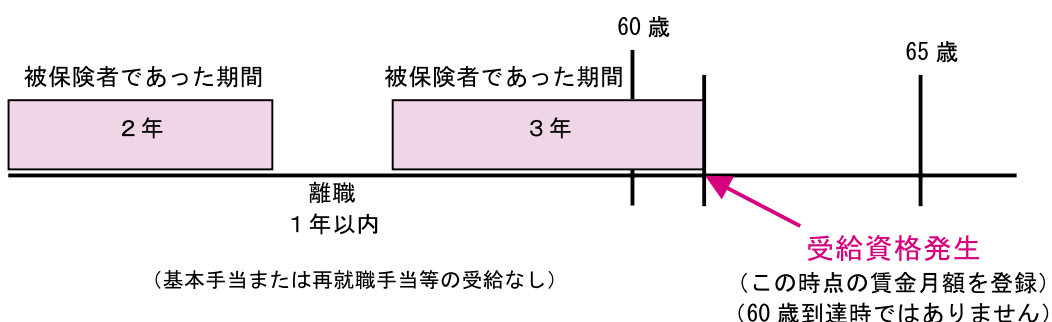
例示 3 60 歳到達時点で受給資格を満たさない場合



60 歳到達時点において被保険者であった期間が通算して 5 年に満たないため、受給資格が確認できなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点で、再度手続きを行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点（被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点）における賃金月額（上限額あり）が登録されることとなります。

例示 4 60 歳到達時以降、受給資格を満たした場合



② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

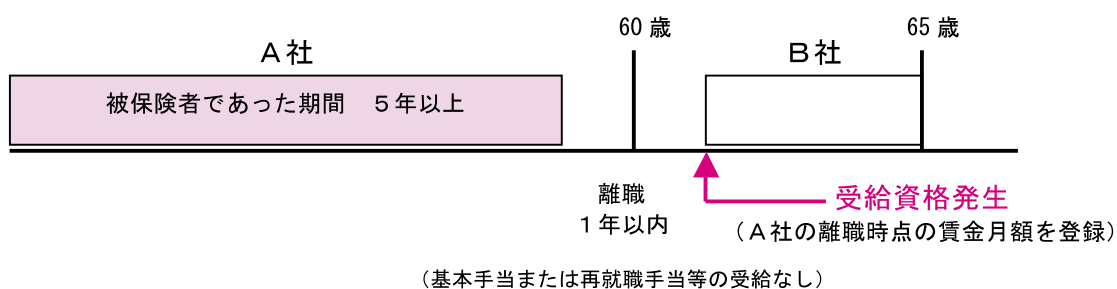
この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- イ 60歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ロ 60歳到達前の離職した日の翌日が、60歳到達後に再雇用された日の前日から起算して1年以内（適用対象期間延長を行っている場合は、その延長期間内）にあること。
- ハ ロの期間に雇用保険（基本手当、再就職手当等）を受給していないこと。

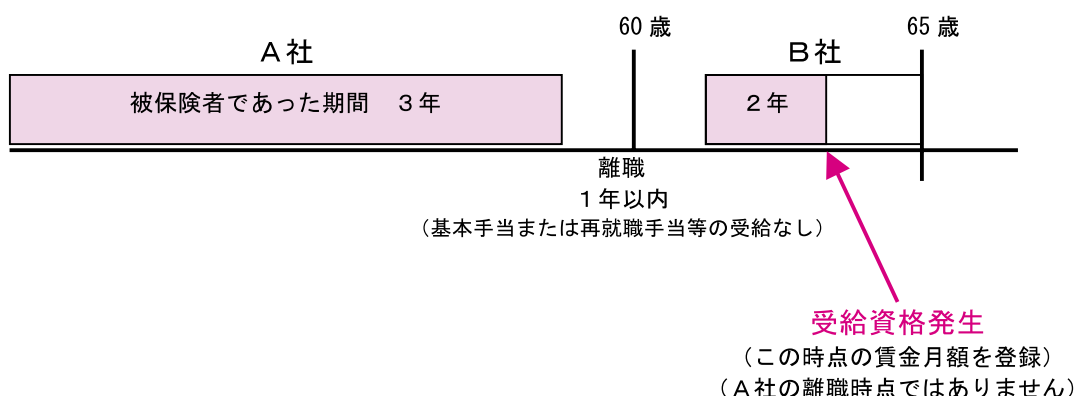
事業所を管轄する公共職業安定所で受給資格確認の手続きを行い、受給資格が確認された場合には、**60歳到達時前の離職した時点の賃金月額（上限額あり）**が登録されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点において、再度受給資格の確認を受けることができます。（この場合、**受給資格を満たした時点の賃金月額（上限額あり）**が登録されます。）

例示1 再就職時点で受給資格を満たした場合



例示2 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



(2) 支給要件は・・・

支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月（暦月のことで、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。）（これを「**支給対象月**」といいます。）において、次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

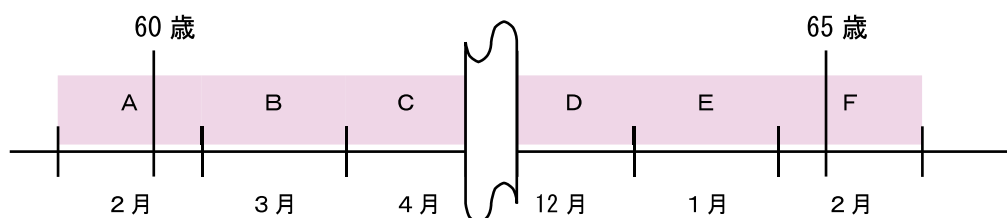
- イ 支給対象月の初日から末日まで被保険者であること。
- ロ 支給対象月中に支払われた賃金が、60 歳到達時等の賃金月額額の 75%未満に低下していること。
- ハ 支給対象月中に支払われた賃金額が、**支給限度額**（＝386,922 円）未満であること。
- ニ 申請後、算出された基本給付金の額が、**最低限度額**（＝2,411 円）を超えていること。
- ホ 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと。

(3) 支給対象期間は・・・

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- イ 60 歳到達日の属する月から、65 歳に到達する日の属する月までの間
- ロ 60 歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属する月から
- ハ 60 歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに被保険者資格を取得した日または受給資格を満たした日の属する月から

例示 誕生日は 2 月 20 日



解説： 例えば、誕生日が 2 月 20 日、60 歳到達時点で被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした場合は例示の A～F までの支給対象期間となります。（A～F までの各月ごとに支給要件をそれぞれ判断していきます。）

(4) 支給額は・・・

- ① 支給額は、支給対象月ごとに、**賃金の低下率**〔支払われた賃金額（みなし賃金を含む）÷60歳到達時等の賃金月額×100〕に応じて、以下の計算式により決定されます。

なお、以下のとおり**支給限度額**及び**最低限度額**により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

賃金の低下率を「A」として、

イ 賃金低下率が64%（※）以下の場合

支給額＝実際に支払われた賃金額×10%

- ※ 令和7年3月31日以前に受給資格を満たした方については、
賃金低下率が61%未満の場合
支給額＝実際に支払われた賃金額×15% となります。

ロ 賃金低下率〔A〕が64%（※）を超えて75%未満の場合

$$\text{支給率〔B〕} = \frac{(-64A + 4,800)}{110A} \times 100$$

支給額＝実際に支払われた賃金額×B〔支給率〕%

- ※ 令和7年3月31日以前に受給資格を満たした方については、
賃金低下率〔A〕が61%を超えて75%未満の場合
支給率〔B〕 = $\frac{183A + 13,725}{280A} \times 100$ となります。

ハ 賃金低下率が75%以上の場合

支給額＝支給されません。

（端数処理について）

「賃金低下率」及び「支給率」については、小数点以下第3位を四捨五入し、
小数点以下第2位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨て
て算出します。

支給限度額及び最低限度額について

支給限度額 386,922 円※（令和7年7月31日までは376,750円）

支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

最低限度額 2,411 円※（令和7年7月31日までは2,295円）

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給されません。

【支給算出額の事例】（令和7年4月1日以降に受給資格要件を満たす場合）

60歳到達時の賃金月額が30万円であって、

- ① 支給対象月に支払われた賃金が18万円の場合
低下率は60% $(180,000 \div 300,000 \times 100)$
支給額 $= 180,000 \times 10\% = 18,000$ 円
- ② 支給対象月に支払われた賃金が20万円の場合
低下率は66.67% $(200,000 \div 300,000 \times 100)$
支給率は7.27% $(-64 \times 66.67 + 4,800) \times 100 \div (110 \times 66.67)$
支給額 $= 200,000 \times 7.27 \div 100 = 14,540$ 円
- ③ 支給対象月に支払われた賃金が24万円の場合
低下率が80% $(240,000 \div 300,000 \times 100)$ のため支給されません。

② 「支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に「**実際に支払われた賃金額**」のことをいいます。

また、その賃金額の中に、減額がある場合は、その減額された賃金額と「**実際に支払われた賃金額**」を加算（これを「**みなし賃金額**」といいます。）して、賃金の低下率を判断する場合があります。

イ 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、「**賃金の支払日**」を基準としています。

このため、例えば以下のようなケースにおいて、「**5月に支払われた賃金額**」とは、**5月5日に支払われた賃金**となります。（5月5日に支払われた賃金は4月分の賃金支払を対象としています。実際に支払われた賃金は5月であるからです。）

なお、以下のように、5月末日に退職した場合には、6月5日に支払われた賃金は高年齢雇用継続給付の支給対象となりませんのでご注意ください。

例示 【月末賃金締切 翌月5日支払 5月末日に退職】



ロ 数か月分一括払いの通勤手当等について

本来なら各月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため、数か月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当等の額を対象月数で除した額を、**支払いのあった月以降の各月に割り振って計上**するという特別の取扱いを行いますのでご注意ください。（ただし、端数が出た場合は、最後の月分に加算します。）

なお、**最初の支給対象期間（受給資格を満たした月）の前に数か月分一括して支払われた通勤手当等については、その後の支給対象月への算入は行わないこととしていますので、併せてご注意ください。**

例示 1 【4月～6月分の通勤手当 10,000 円が3月に支払われた場合】

例示 2 【4月～6月分の通勤手当 10,000 円が4月に支払われた場合】

例示 3 【5,6月分の通勤手当5,000円が5月に払い戻し(精算)された場合】

例示 1 →	3,333 円	3,333 円	3,334 円	×
例示 2 →		3,333 円	3,333 円	3,334 円
例示 3 →			-2,500 円	-2,500 円
	3 月	4 月	5 月	6 月

ハ 「みなし賃金額」について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に責がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合には、**その減額された額が支払われたものとし、賃金の低下率を判断することとなります。**

これを、「**みなし賃金額（実際に支払われた額＋減額された額）**」といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、以下のとおりです。

- (イ) 被保険者の責めに帰すべき理由、本人の都合による欠勤（冠婚葬祭等の私事による欠勤も含みます。）
- (ロ) 疾病または負傷
- (ハ) 事業所の休業（休業の理由、休業の期間は問いません。）
- (ニ) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- (ホ) 妊娠、出産、育児 (ヘ) 介護
- (ト) 遅刻・早退

【注意】

- ① 「支払われた賃金の範囲」については、別冊「雇用保険事務手続きの手引き 適用事業所、被保険者資格の取得・喪失編」、【賃金について】の雇用保険の賃金日額の算定基礎に含まれるもの参照。なお、「特別の賃金」（年4回の賞与・3ヶ月毎のインセンティブ等3ヶ月以内の期間毎に支払われるもの）についても記載が必要です。）
- ② 「各月に実際に支払われた賃金」とは、支給対象期間中の各月に支払われた賃金をいい、支給対象期間外に支払われた賃金は対象外となります。
- ③ 「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、**支給額の算出にあたっては、「実際に支払われた賃金額」にその支給率を乗ずることとなります。**

《事例1》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が18万円、欠勤による賃金の減額が3万円のケース。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、18万円＋3万円＝21万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は21万円÷30万円＝70.00%となり、支給率は4.16%となりますので、**支給額は18万円×4.16%＝7,488円**となります。

↑
みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

《事例2》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が18万円、欠勤による賃金の減額が5万円のケース。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、18万円＋5万円＝23万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は23万円÷30万円＝76.67%となります。

実際に支払われた賃金額では、75%未満に低下していますが、欠勤による控除をしない場合の通常の賃金で低下率を算定するため、このケースでは75%未満とならず、**不支給**となります。

《事例3》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が15万円、欠勤による賃金の減額が3万円のケース。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、15万円＋3万円＝18万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は18万円÷30万円＝60.00%となります。

低下率が64%以下となるため、**支給額は15万円×10%＝15,000円**となります。

↑
みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

(5) 受給資格の確認と支給申請は・・・

① 60 歳到達日において被保険者であった場合

届出書類・・・「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(以下「賃金証明書」という。)
「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「受給資格確認票」という。)

提出期限・・・最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して
4 か月以内

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

持参するもの・・・

- 上記提出書類の内容を確認できる賃金台帳、出勤簿(タイムカード)など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し(運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類)
- 振込先金融機関の通帳、キャッシュカード若しくは口座情報が確認できるもの又はその写し(電子申請等、PC 入力での申請であれば不要)
- ※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。
なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

イ 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手続きをする場合は、「賃金証明書」及び「受給資格確認票」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出しなければなりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は「高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書」(以下「確認通知書」という。)を、また受給資格がない場合は、「高年齢雇用継続給付受給否認通知書」(以下「否認通知書」という。)が交付されます。

ロ 被保険者に対する通知について

(イ) 受給資格が確認された場合

公共職業安定所から交付された「確認通知書」には、60 歳到達時の「賃金月額」と「賃金月額の 75%」が印字されます。(ただし、60 歳に達した時に受給資格が否認された場合で、その後受給資格を満たしたときは、60 歳到達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点となります。)

この「確認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払われる賃金額が、この「確認通知書」に印字された「賃金月額の 75%」未満に低下した場合について高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる旨を、通知してください。

(ロ) 受給資格が否認された場合

公共職業安定所から交付された「否認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、「被保険者であった期間が 5 年」であることの要件を満たした場合に、再度、受給資格の確認ができる旨を、通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととなる予定日と、5 年の要件を満たすために不足している期間については、この「否認通知書」の「通知内容」欄に記載されています。

ハ 次回支給申請月の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請すべき月を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、次回の支給申請月に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、支給申請を行う必要はありませんが、支給申請を満たすか否かがはっきりしない場合には、公共職業安定所の窓口にご相談ください。

② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

届出書類・・・雇用された直前の離職に係る「**雇用保険被保険者離職票**」（受給資格決定を受けた方は「**雇用保険受給資格者証**」）

「**高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書**」（以下「**受給資格確認票**」という。）

提出期限・・・被保険者として雇用された日以降速やかに、「**雇用保険被保険者取得届**」と同時に

届出先・・・事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

持参するもの・・・

○ 上記提出書類の内容を確認できる賃金台帳、出勤簿（タイムカード）など

○ 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）

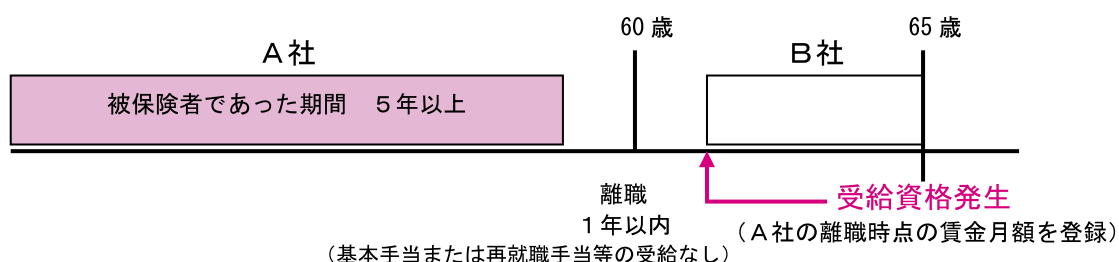
○ 振込先金融機関の通帳、キャッシュカード若しくは口座情報が確認できるもの又はその写し（電子申請等、PC入力での申請であれば不要）

※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。
なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

被保険者資格の喪失に基づき 60 歳到達時において被保険者でなく、かつ、雇用保険（基本手当等）の支給を受けずに、その喪失日から 1 年以内に再就職した場合は「**離職票**」を、雇用保険の受給資格決定を受けた場合は「**雇用保険受給資格者証**」を併せて提出してください。

これにより、高年齢雇用継続給付金の受給資格について確認（否認）を行います。

例示



③ 2回目以降の支給申請について

高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「支給資格確認通知書」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている「賃金月額75%未満に低下した月」となります。

届出書類・・・「高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「支給申請書」という。)

※ハローワークにマイナンバーが未届の方に係る届出の場合は
「個人番号登録・変更届」

提出期限・・・指定した支給申請月

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

持参するもの・・・

- 支給申請書の内容が分かる書類の写し（賃金台帳、出勤簿（タイムカード）など）

※数か月分一括払いの通勤手当等がある場合については、支給申請月だけではなく、通勤手当等を支払った月の賃金台帳等も必要です。

④ 支給申請時期について

支給申請は、原則として2か月ごとに行うこととなります。

公共職業安定所から、あらかじめ事業所ごとに「奇数型」と「偶数型」のいずれかを指定します。（「次回支給申請日指定通知書」に印字されています。）

また、初回の支給申請は、最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内に行うことができますが、支給申請月の型が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内（4か月以内）の指定月（奇数型・偶数型）に初回の支給申請を行ってください。

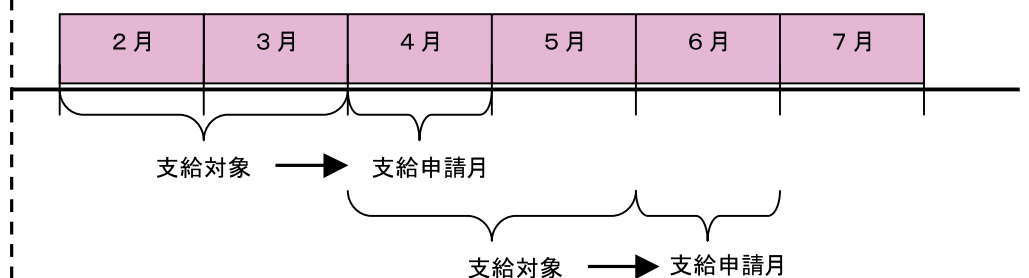
2回目以降の支給申請は、指定された支給申請月に申請してください。

「支給申請月」とは・・・

支給申請月は、公共職業安定所から指定された月型は、今後、その事業所の支給申請月の型となりますが、特段の事情がない限り、この月型は変更できません。

なお、指定月が1月・3月・5月・7月・9月・11月の場合は奇数型、2月・4月・6月・8月・10月・12月の場合は偶数型と呼びます。

例示 偶数型



⑤ あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録のみを行う場合

雇用する労働者が 60 歳に到達し、以下のような場合には、初回の支給申請を行う前に「賃金証明書」と「受給資格確認票」を提出し、受給資格の確認及び賃金登録を行うことができます。

- イ 60 歳で退職する労働者に制度を周知したい。
- ロ 高年齢雇用継続給付金の受給資格があるかどうかを把握しておきたい。
- ハ 労働者が退職後、何年もしてから賃金登録等を行うことは困難である。
- ニ あらかじめ受給資格の確認を行っておけば、労働者及び事業主にとって都合がよいと考えられる場合など。

あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録の手続きを行っていただくと、次のような**メリット**がありますので、**事前の提出について出来る限りのご協力をお願いします。**

《メリット》

- 事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる。
- 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる。
- 支給申請漏れの防止を図ることができる。

(6) 支給申請の結果は・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「**高年齢雇用継続給付支給決定通知書**」と次回の支給申請の際に使用する「**高年齢雇用継続給付支給申請書**」を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。(126・127 ページ参照)

(7) 給付金の口座振込みは・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています）から約 1 週間後に、申請者本人が指定した金融機関（一部ネット銀行は指定できません）の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「**ショクギョウアンテイキョク**」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

4 高年齢再就職給付金について

(1) 受給資格は・・・

- イ 60 歳以上 65 歳未満で再就職した一般被保険者であること。
- ロ 1 年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。
- ハ 再就職する前に雇用保険の基本手当等の支給を受け、その受給期間内に再就職し、かつ支給残日数が 100 日以上あること。
- ニ 直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して 5 年以上あること。
- ホ その再就職について、再就職手当を受給していないこと。

上記の要件を満たす場合、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所で、受給資格確認手続きを行ってください。

この手続きにより、公共職業安定所において受給資格の確認を行うとともに、「**再就職前に受給していた雇用保険の基本手当の算定の基礎となった賃金日額 × 30 に相当する額**」を「**高年齢再就職給付金に係る賃金月額**」として登録することとなります。

この高年齢再就職給付金に係る賃金月額と、再就職後の各月に支払われた賃金額を比較することにより、支給要件を判断し、支給額を決定することとなります。

受給資格を満たさなかった場合は・・・

受給資格を満たさなかった場合は、その後において被保険者であった期間 5 年以上を満たすことはなく、再就職後に受給資格が発生することはありません。

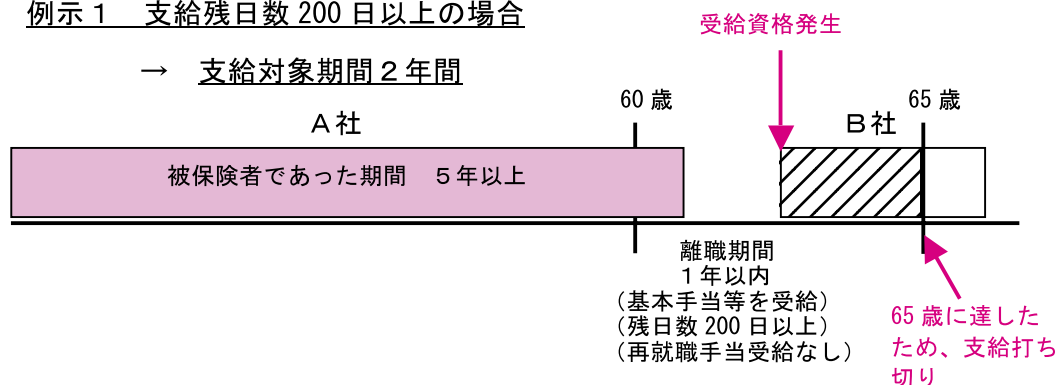
(2) 支給要件は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。

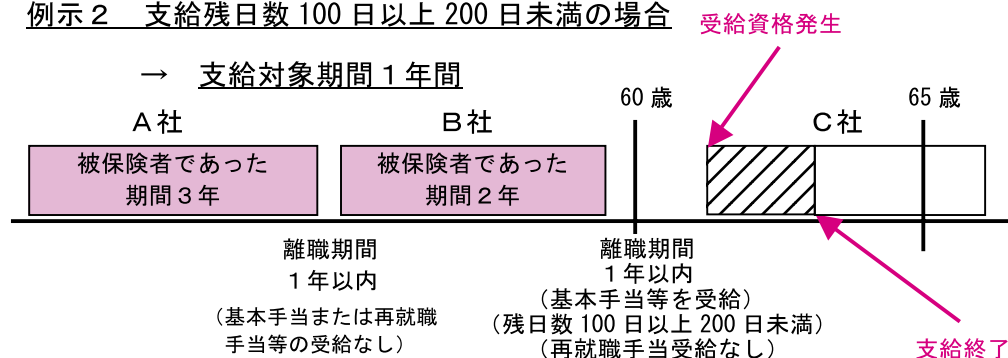
(3) 支給対象期間は

- イ 雇用保険の基本手当の残日数が 200 日以上の場合は、当該被保険者となった日の翌日から 2 年を経過する月まで。
- ロ 雇用保険の基本手当の残日数が 100 日以上 200 日未満の場合は、当該被保険者となった日の翌日から 1 年を経過する月まで。
- ハ イ及びロにおいて、2 年または 1 年を経過する前に 65 歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65 歳に達した日の属する月まで。

例示 1 支給残日数 200 日以上の場合



例示 2 支給残日数 100 日以上 200 日未満の場合



(4) 支給額は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。

ただし、「60 歳到達時等の賃金月額」は「再就職前の離職時賃金日額 × 30」となります。(離職時賃金日額は、本人が失業給付の基本手当受給時に使用した「雇用保険受給資格者証」の表紙に記載されています。)

(5) 受給資格の確認は・・・

届出書類・・・「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」（以下「受給資格確認票」という。）

提出期限・・・被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

持参するもの・・・

○ 上記提出書類の内容を確認できる賃金台帳、出勤簿（タイムカード）など

※ なお、被保険者の年齢が確認できる書類は不要です。

※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。
記載がない場合、返戻します。

雇用保険の基本手当等を受給した 60 歳以上の者を再雇用した場合、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に、併せて「**受給資格確認票**」を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に速やかに提出してください。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けていたことがある方が離職し、雇用保険の基本手当を受けずに再就職した場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

なお、再就職手当との併給はできませんので、ご注意ください。

① 受給資格の確認について

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「**受給資格確認通知書**」を、受給資格がない場合は「**受給資格否認通知書**」を交付いたします。

この「受給資格確認通知書」には、再就職前に受給していた雇用保険の基本手当に係る賃金日額の 30 日分の額とその 75%に相当する額が、それぞれ「賃金月額」、「賃金月額の 75%」として印字されるほか、支給残日数に応じた「支給期間」も印字されます。

なお、受給資格が否認された場合は、それ以後、受給資格を満たすことはありません。

② 被保険者に対する通知と次回支給申請月の指定について

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。

(6) 支給申請は・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。

(7) 支給申請の結果は・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。

(8) 給付金の口座振込みは・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。

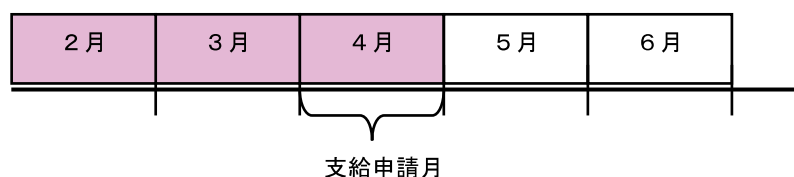
5 離職等により被保険者資格を喪失したとき

(1) 被保険者資格喪失直前の支給対象月に係る支給申請手続き

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届（及び離職証明書）」と併せて、「支給申請書」を提出してください。

なお、月の途中で退職等された場合は、前月分までの支給となりますので、ご注意ください。

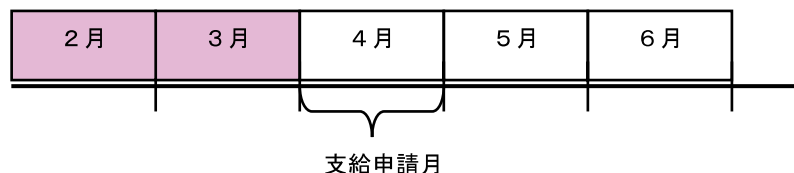
例示1 偶数型の事業所を、4月末日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出します。

また、4月末日に退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて4月分の支給申請書を提出してください。（次回の支給申請月である6月まで待つ必要はありません。）

例示2 偶数型の事業所を、4月25日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出しますが、4月分は月の途中で退職しているため、支給対象月とはなりません。

ただし、転職等の理由により、1日の空白も空けず4月26日から引き続き被保険者資格を取得するような場合は、4月についても支給対象月となるため、転職後の事業主から支給申請書を提出してください。（この場合、支給申請書の備考欄に、前の事業所から4月中に支払われた賃金額を記入してもらってください。）

(2) 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の支給期間は65歳に達する月までですが、被保険者資格を喪失して、1年を超える被保険者期間の空白があつて再就職した場合は、高年齢雇用継続給付は支給できません。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、1年を超えた場合でも支給が可能となります。

なお、代理人による提出の場合は、別途委任状が必要ですご注意ください。

イ 病気、けが等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日があるとき（最大3年間）

ロ 60歳以上の定年等の理由により退職した方が、一定期間安定した雇用に就くことを希望しないとき（最大1年間）

届出書類…「受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書」（用紙は公共職業安定所にあります。）

提出期限…イの理由の場合…30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から起算してできるだけ早急に。

ロの理由の場合…離職日の翌日から起算して2か月以内

届出先…本人の住所を管轄する公共職業安定所

持参するもの…

イの理由の場合には、受給期間が認められる理由に該当する事実を証明する書類

6 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、年金の一部が支給停止される場合があります。

併給調整の具体的な詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

（参考）「60歳到達時の賃金月額」に対する「標準報酬月額」の割合に応じた年金の支給停止率 早見表

標準報酬月額 60歳到達時賃金月額	年金停止率
75.00%以上	0.00%
74.00%	0.31%
73.00%	0.64%
72.00%	0.97%
71.00%	1.31%
70.00%	1.66%
69.00%	2.02%
68.00%	2.40%
67.00%	2.78%
66.00%	3.17%
65.00%	3.58%
64.00%以下	4.00%

（表示上小数点以下2ケタ未満を四捨五入）

- * 標準報酬月額とは、厚生年金保険の基準で決定された1か月当たり賃金相当額で、年金額等の計算の基礎となっているものです。
- * 高年齢雇用継続給付が不支給となった月は、老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整は行われません。
- * 高年齢雇用継続給付を受ける時は、老齢厚生年金の裁定手続の際に必要な手続があります。

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。

これを、**未支給高年齢雇用継続給付**といいます。

この請求は、**死亡した日の翌日から起算して6か月以内**にしなければなりません。

詳しくは、事業所を管轄する公共職業安定所にお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、**不正な手段により高年齢雇用継続給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）**は、**不正受給の処分を受けることとなります。**

このような場合、不正受給した金額の**最大3倍**の金額を納めなければならない、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主に対して本人と連帯して処分等を受けることとなります。

事業主の皆様におかれましては、高年齢雇用継続給付制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

8 「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和7年4月1日以降に受給資格を満たす方）

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率	賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%	69.5%	4.60%
74.5%	0.39%	69.0%	5.06%
74.0%	0.79%	68.5%	5.52%
73.5%	1.19%	68.0%	5.99%
73.0%	1.59%	67.5%	6.46%
72.5%	2.01%	67.0%	6.95%
72.0%	2.42%	66.5%	7.44%
71.5%	2.85%	66.0%	7.93%
71.0%	3.28%	65.5%	8.44%
70.5%	3.71%	65.0%	8.95%
70.0%	4.16%	64.5%	9.47%
		64.0%以下	10.00%

「支給額早見表」（令和7年8月1日現在）支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額（賃金日額×30日分）							
	508,200 円以上	50万	45万	40万	35万	30万	25万	20万
36万	12,312	8,712	0	0	0	0	0	0
35万	18,130	14,560	0	0	0	0	0	0
34万	23,936	20,366	0	0	0	0	0	0
33万	29,733	26,169	4,389	0	0	0	0	0
32万	32,000	32,000	10,176	0	0	0	0	0
31万	31,000	31,000	15,996	0	0	0	0	0
30万	30,000	30,000	21,810	0	0	0	0	0
29万	29,000	29,000	27,637	5,829	0	0	0	0
28万	28,000	28,000	28,000	11,648	0	0	0	0
27万	27,000	27,000	27,000	17,442	0	0	0	0
26万	26,000	26,000	26,000	23,270	1,456	0	0	0
25万	25,000	25,000	25,000	25,000	7,275	0	0	0
24万	24,000	24,000	24,000	24,000	13,104	0	0	0
23万	23,000	23,000	23,000	23,000	18,929	0	0	0
22万	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	2,926	0	0
21万	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	8,736	0	0
20万	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	14,540	0	0
19万	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	0	0
18万	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	4,356	0
17万	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	10,183	0
16万	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	0

○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和7年3月31日以前に受給資格を満たす方）

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%
74.5%	0.44%
74.0%	0.88%
73.5%	1.33%
73.0%	1.79%
72.5%	2.25%
72.0%	2.72%
71.5%	3.20%
71.0%	3.68%
70.5%	4.17%
70.0%	4.67%
69.5%	5.17%
69.0%	5.68%
68.5%	6.20%

賃金の低下率	支給率
68.0%	6.73%
67.5%	7.26%
67.0%	7.80%
66.5%	8.35%
66.0%	8.91%
65.5%	9.48%
65.0%	10.05%
64.5%	10.64%
64.0%	11.23%
63.5%	11.84%
63.0%	12.45%
62.5%	13.07%
62.0%	13.70%
61.5%	14.35%
61.0%以下	15.00%

「支給額早見表」（令和7年8月1日現在）支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額（賃金日額×30日分）							
	508,200 円以上	50万	45万	40万	35万	30万	25万	20万
36万	13,824	9,792	0	0	0	0	0	0
35万	20,370	16,345	0	0	0	0	0	0
34万	26,894	22,882	0	0	0	0	0	0
33万	33,396	29,403	4,917	0	0	0	0	0
32万	39,968	35,936	11,456	0	0	0	0	0
31万	46,500	42,470	17,980	0	0	0	0	0
30万	45,000	45,000	24,510	0	0	0	0	0
29万	43,500	43,500	31,059	6,525	0	0	0	0
28万	42,000	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0
27万	40,500	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0
26万	39,000	39,000	39,000	26,130	1,612	0	0	0
25万	37,500	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0
24万	36,000	36,000	36,000	36,000	14,712	0	0	0
23万	34,500	34,500	34,500	34,500	21,252	0	0	0
22万	33,000	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0
21万	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0
20万	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0
19万	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0
18万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0
17万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0
16万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0

9 支給申請書等の記載例及び通知例について

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

[illegible]

1・2・3・5「個人番号」「被保険者番号」「資格取得年月日」「事業所番号」
・「0」も省略せず、
枠全てに記入してください。

7・11・15「支給対象月」、8・12・16「賃金額」、9・13・17「減額のある日数」

- ・支給申請を同時に行う場合に記入してください。

- ・ゆうちょ銀行を指定される場合は、「金融機関コード」と「店舗コード」の記載は不要です。
- ・口座番号は「記号・番号」を記載してください。

「備考」

- 賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

事業主は、記入事実には誤りのないことを証明してください。
(事業主が証明した日付も必ず記入してください)

「住所」、「申請者氏名」

被保険者本人が記名をしてください。
(申請者が申請した日付も必ず記入してください)
 ※同意書により省略可能(付録 リーフレット 雇
 用継続給付及び育児休業給付の手續を事業主等が
 行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印
 が省略できます 参照)

「弘渡希望金融機関指定届」

「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。

「預金(貯金)通帳の記号(口座)番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の記号(口座)番号を記入してください。

※最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、コンピュータに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめ公共職業安定所にご相談ください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（安定所提出用）

① 被保険者番号	2700-123456-7	③ フリガナ	コヨウ トシカズ
② 事業所番号	2701-765432-1	60歳に達した者の氏名	雇 用 利 一
④ 名 称	大阪労働（株）	⑤ 60歳に達した者の	〒540 0038 大阪市中央区常盤町1-3-8
事業所 所在地	大阪市中央区大平前9丁目9-9	住所又は居所	電話番号（06）1234-5678
電話番号	06-4790-9999		
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成 令和 年 12 月 9 日	⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和 平成 年 12 月 10 日
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			
住所	大阪市中央区大平前9丁目9-9	事業主	大阪労働（株）
氏名	代表取締役 大 阪 正		
60歳に達した日等以前の賃金支払状況等			
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑫ 賃 金 額	⑬ 備 考
60歳に達した日等の翌日 12月 日	⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑪の基礎日数	⑫の賃金額
11月 10日～	30日	12月 1日～	9日 90,000
10月 10日～11月 9日	31日	11月 1日～11月 30日	30日 400,000
9月 10日～10月 9日	30日	10月 1日～10月 31日	31日 400,000
8月 10日～9月 9日	31日	9月 1日～9月 30日	30日 400,000
7月 10日～8月 9日	31日	8月 1日～8月 31日	31日 400,000
6月 10日～7月 9日	30日	7月 1日～7月 31日	31日 400,000
月 日～月 日	日	6月 1日～6月 30日	30日 400,000
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
⑭ 賃金に関する特記事項	六十歳到達時等賃金証明書受理 令和 年 月 日 (受理番号)		
※公共職業安定所記載欄			

(注)

本手続は電子申請による申請が可能です。
 なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
 また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

※	所長	次長	課長	係長	係

⑥「60歳に達した日等の年月日」

- ・被保険者の60歳の誕生日の前日、または60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満たした日を記入してください。

事業主証明欄（2枚目にあります）

- ・事業主は、記入事実に誤りのないことを証明してください。なお、事業主の証明印は事業主印（代表者の役職印など）を押印してください。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- ・左側の月日欄は、60歳に達した日等の翌日から遡った応答日（1か月刻みの同じ日）を記入してください。60歳に達した日等の翌日が31日等で応答日が無い場合はその月末日を記入してください。
- ・右側の月日欄は、記入する段の1つ上の段左側の月日の前日を記入してください。
- ・原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、賃金支払基礎日数が11日以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より6段以上記入が必要です。

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日、半日勤務等所定労働時間を勤務しなかった日も1日として取り扱います。

⑩「賃金支払対象期間」

- ・最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を6段以上記入してください。

⑪「⑩の基礎日数」

- ・⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫「賃金額」

- ・月給者はA欄に、日給者はB欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金（家族手当等）はA欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。
- ・A欄、又はB欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。
- ・最上段が1か月に満たない端数の期間である場合は、未計算と記入してもかまいません（ただし、完全に1か月ある段が6か月分ない場合は未計算とせず記入をお願いします）。

⑬「備考」

- ・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
- <例えば>
- ・賃金未払いがある場合
 - ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・毎月決まって支払われている賃金以外の賃金のうち、3か月以内の期間ごとに支払われるものがある場合には、⑧欄に記入した期間内に支払われた特別の賃金の支給日、名称及び支給金額を記入してください。
- ・また、⑫欄の賃金額に労働基準法26条による休業手当が支払われている場合は、算出方法等を記入してください。
- ・60歳に達した日等（⑥欄）において、賃金計算が日給制や時間給制（⑫欄でB欄に記入）となる方については、1週間の所定労働時間を記入してください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書 高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書 高年齢雇用継続給付支給決定通知書

※「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」

厚生年金の併給調整手続きに必要となりますので、事業主が申請を行った場合は、必ず被保険者本人にお渡しください。

「次回支給申請月」

・支給申請期限に遅れると受給できなくなりますので注意してください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	2701-765432-1	事業所名略称	大阪労働（株）	資格取得年月日	
被保険者番号	2700-123456-7	氏名	コヨウ トシカズ		600401
支給申請月	偶数月型	給付金の種類	1	次回支給対象年月	0002-0003
				次回支給申請期間	000401-000430

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号
交付 令和 〇 年 2 月 21日

公共職業安定所長印

2019. 5

<キリトリ>

高年齢雇用継続給付次回支給申請日通知書（被保険者通知用）

被 保 険 者 番 号		氏 名		性 別	生 年 月 日	受給資格確認年月日
2700-123456-7		コヨウ トシカズ		男	3-371210	000221
資格取得年月日	600401	事業所番号	2701-765432-1		支給期間	0012-0001
賃 金 月 額	400,000	賃金月額の 75%（支給限度額）		300,000	支払方法	1234009-1234567
受給資格を確認し、支給決定した高年齢雇用継続基本給付金を口座振込します。						
支給対象月		賃金支払額		支給金額		
00年12月		210,000円		31,500円		
00年 1月		190,000円		28,500円		
		合計金額		60,000円		
1. 次回支給対象月令和 00年 2月、令和 00年 3月						
2. 次回支給申請月令和 00年 4月 1日～、令和 00年 4月30日						

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号
交付 令和 〇 年 2 月 21日

公共職業安定所長印

2019. 5

「賃金月額の75%（支給限度額）」

・各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※毎年8月1日に高年齢雇用継続給付の支給限度額等が見直しされるため、これに伴い変更になることがあります。

「支払方法」

・支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

「通知内容」

- ・受給資格確認を行った場合、資格の有無について通知されます。
- ・もし、被保険者であった期間が5年以上の要件により、受給資格が否認される場合、受給資格を満たす予定の日が記載されます。
- ・支給決定通知書として使用する場合は、支給決定した支給金額等が記載されます。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入例

4、8、12「支給対象年月」

・支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

6、10、14「賃金の減額のあった日数」

・4、8、12欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。

この場合、4、8、12 欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々 19、20、21 欄に記入してください。

5、9、13「支給対象年月に
支払われた賃金額」

・4、8、12 欄の支給対象月に
支払われた賃金額を記入し
てください。

なお、賃金に含まれるか否か
判断しかねる場合は、各々
19、20、21 欄にその額と名
称を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

- ・事業主は、記入事実には誤りのないことを証明してください。

(事業主が証明した日付も必ず記入してください)

「申請者氏名」

- ・被保険者本人が記名をしてください。

(申請者が申請した日付も必ず記入してください)

※同意書により省略可能（付録 リーフレット 雇用継続給付及び育児休業給付の手続を事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印が省略できます参照）

「備考」(申請書裏面)

・賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。

下記の場合等については、必要事項を記入してください。

○前事業所を月の途中で離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額（離職した月に支払があった賃金額）を記入してください。

○出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額を記入してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「2 申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を○で囲んでください。

様式第16号（第31条、第31条の3、第101条の2の5関係）（2）

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 申請者	氏 名	雇 用 利 一		生年月日	昭和 平成 令和 37 年 12 月 10 日	性 別	男・女
	住 所 又 は 居 所	〒 540-0028 大阪市中央区常盤町 1-3-8 (電話)					
2 申請する延長の種類	受給期間 ・ 教育訓練給付適用対象期間 ・ 高年齢雇用継続給付						
3 離職年月日	令和 ▲ 年 12 月 31 日	4 被保険者となった年月日	昭和 平成 令和 60 年 4 月 1 日				
5 被保険者番号	2700-123456-7						
6 支給番号							
7 この申請書を提出する理由	☒ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く（対象教育訓練の受講を開始する）ことができないため ☐ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため 具体的理由 病気により入院のため						
8 職業に就く（対象教育訓練の受講を開始する）ことができない期間又は求職の申込みをしないことを希望する期間	令和 ● 年 1 月 1 日から 令和 年 月 日まで	※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
※ 延長後の受給（教育訓練給付適用対象）期間満了年月日	令和 年 月 日						
9 7のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	胃 潰 瘍		診療機関の名称・診療担当者	延長医院 院長 延長 一		
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項の規定により受給期間の延長、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 令和 ● 年 2 月 7 日 申請者氏名 雇 用 利 一 大阪東 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長							
備 考	離職票交付安定所名						
	離職票交付年月日						
	離職票交付番号						

※ 所 属 長 次 長 課 長 係 長 係 操作者

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 60歳到達日とは？

私は、今年の10月12日に60歳の誕生日を迎えます。60歳到達日とは、60歳の誕生日のことなのでしょうか。

A 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

このため、60歳到達日とは、「60歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10月11日」となります。

Q 再就職手当との併給は？

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。

A できません。（雇用保険法第61条の2第4項）

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようお願いいたします。

Q 基本給付金の支給は？

私は、60歳の定年によりA社を退職した翌日、B社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。

A 今回のケースは、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、翌日B社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

また、雇用保険（基本手当等）を受給した場合であっても、所定給付日数を100日以上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となりますが、再就職手当との併給ができませんのでご注意ください。

Q 基本給付金の支給は？

基本給付金を受給している途中でA社を離職し、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、1年半後にB社に採用され、就職しました。

この場合、雇用保険（基本手当等）を受給していないので、B社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。

A できません。

雇用保険（基本手当等）を受給しないまま再就職していたとしても、A社での離職日（＝資格喪失届の離職年月日）とB社での就職日（＝資格取得届の被保険者となった年月日）の空白期間が1年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

Q 被保険者であった期間の通算は？

以前働いていたA社では、8年間雇用されていました。

このたびA社を退職し、約1か月後に、雇用保険を受給せずにB社で働くこととなりました、この場合の被保険者であった期間の5年間の計算は、以前にA社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

A 被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、退職した日の翌日から起算して1年後の応答日までに被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険（基本手当等や再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る退職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 賃金月額登録の上限は？

当社の社員で、このたび、60歳になる従業員がいるので、60歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。

この従業員には現在60万円の賃金を支払っているのですが、60万円の賃金登録が行われるということで間違いないのでしょうか。

A 残念ながら、60万円の賃金登録をすることはできません。

賃金月額には上限金額が定められており、算定した額が上限額を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Q 60歳を超えた者を採用した場合は？

当社では、このたび、61歳になる男性を正社員として採用することとしました。この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

A 60歳～65歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、あらかじめ本人の同意を得た上で、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、公共職業安定所の窓口へ必ず申し出てください。

Q みなし賃金は？

みなし賃金を算定する際の「賃金の減額のあった日数」とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか、それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。

A みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Q みなし賃金は？

日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。

A 所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、その日を「賃金の減額のあった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Q みなし賃金は？

サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。

A 「事業所の休業」には、相当しません。

所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払われた賃金額で判断します。

Q 60 歳時における賃金登録は？

当社は、60 歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。

このような場合でも、60 歳時の賃金登録を行う必要がありますか。

A 平成 16 年 1 月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。

しかしながら、60 歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職したこと等により支給要件に該当する場合が増えています。

また、このような場合には、60 歳到達時点の事業主の皆様に対して、60 歳時点にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。

このようなことを避けるためにも、被保険者が 60 歳となった時点において、できるかぎり登録手続きをお願いいたします。

また、60 歳登録手続きを事前に行っておくことで、

- ① 事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
- ② 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる
- ③ 支給申請漏れの防止を図ることができる

などのメリットがありますので、登録手続きのご協力をお願いいたします。

Q 高年齢雇用継続給付と他の雇用継続給付との併給は？
 高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるのでしょうか。

A 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。

ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給対象となります。

Q 60歳の時点で過去4年間しか雇用保険に加入していないのですが、この場合どうなるのですか？

A 60歳到達時から遡り被保険者期間が5年間必要という受給資格の要件がありますので、60歳時点での高年齢雇用継続給付の受給資格は発生しません。

ただし、60歳到達時に5年満たない場合でも60歳以降も雇用が継続され、被保険者であった期間が通算して5年（このケースの場合は61歳）に到達した場合は、到達した時点を60歳とみなし受給資格が発生しますので、5年到達（61歳）時に受給資格確認を受けていただくことになります。

Q 高年齢雇用継続給付の受給者が、親会社から子会社へ出向することになりました。この場合の高年齢雇用継続給付の申請は、どのようにすればよいのでしょうか？

A 資格取得、喪失がされない出向の場合は特に手続きは必要ありませんが、出向元で資格喪失し、出向先で新たに資格取得する場合は、支給申請書を作り直さなければなりませんので、資格取得届を提出されるときに公共職業安定所の窓口に出してください。

なお、支給対象月に支払われた賃金が出向元、出向先の両方から支払われた場合は、その合計額で支給申請していただくことになります。

Q 申請手続先は？

自分の住所を管轄する公共職業安定所と勤務先の事業所を管轄する公共職業安定所とが異なるのですが、どちらの公共職業安定所で支給申請手続きを行えばよいのでしょうか。

A 高年齢雇用継続給付の支給申請手続きは、育児休業給付及び介護休業給付とともに、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所で行っていただくこととなります。

なお、高年齢雇用継続給付の延長手続きについては、本人の住所を管轄する公共職業安定所で行うこととなります。

Q 課税は？

高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）は課税されますか？

A 高年齢雇用継続給付をはじめ失業等給付は課税されません。（雇用保険法第12条）

Q 月によって賃金変動し、低下率が75%を上回る月、下回る月が混在する場合、給付できない月も支給申請するのですか？

A 支給対象月の賃金が75%未満に低下していない場合で、被保険者から申請の申し出がない場合は、申請する必要はありません。

ただし、2か月分の支給申請書のうち、1か月が支給対象となる場合は、通常どおり、支給申請月に申請してください。

なお、高年齢雇用継続給付を受給しますと、在職老齢年金が減額または支給停止となることがあります。

その後、高年齢雇用継続給付が支給されない月があった場合は、その月の年金の減額または支給停止を解除することができます。

そのためには高年齢雇用継続給付の不支給、支給終了、期間満了データのいずれかを入力しなければ解除にならないため、不支給の月においても支給申請を行っていただく方が良いと思われます。

ただし、高年齢雇用継続給付の受給を今後受けないというような事情の場合は、不支給、支給終了、期間満了のいずれにも該当しないため、必ず年金事務所にご相談ください。